

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 4 年 9 月号

【R5.4.1 施行】月 60 時間超の時間外労働に対する割増率が 50%へ

I. 令和 5 年 4 月 1 日から中小企業も適用対象へ

通常、法定時間外労働については 25%の割増率による割増賃金を支払わねばなりません。2010 年の法改正により、月に 60 時間を超える時間外労働については 50%の割増率による割増賃金を支払わねばならないこととなり、当面の間、対象は大企業のみとされてきました。

しかし、2023 年（来年）の 4 月 1 日より適用猶予が終わり、中小企業にもこの法改正が適用されます。なお、36 協定による時間外労働の上限は 45 時間以内（1 年変形労働時間制の事業所は 42 時間以内）となっておりますが、45 時間（または 42 時間）を超える時間外労働が発生する場合には「特別条項付き」の 36 協定を締結しなければなりませんので併せて協定書の整備状況についてもご確認ください。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

II. 中小企業の該当・非該当の基準について

一言で「中小企業」と表現していますが、中小企業に該当するか否かについては明確な基準が定められています。具体的には次の表の①または②に該当する場合に、中小企業に該当と判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

宮崎県・鹿児島県の最低賃金は853円に（令和4年10月6日～）

九州各県における令和4年度の最低賃金改正の見込みは下表の通りです。仮に、時給853円、週40時間で計算した場合の1カ月当たりの賃金額は、**約148,260円**です。10月分の賃金より適用ですので、是非ご確認ください。

都道府県	答申された改正額	改正前	引上げ【円】	発行日
福岡	900	870	30	2022年10月8日
佐賀	853	821	32	2022年10月2日
長崎	853	821	32	2022年10月8日
熊本	853	821	32	2022年10月1日
大分	854	822	32	2022年10月5日
宮崎	853	821	32	2022年10月6日
鹿児島	853	821	32	2022年10月6日
沖縄	853	820	33	2022年10月6日

【助成金】新型コロナウイルス感染症に関する取組についてのご案内

今回は、新型コロナウイルスに関する助成金について、どのくらいの種類があるか紹介致します。

① 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

従業員の雇用維持を図るために、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。期間は令和2年4月1日～令和4年9月30日までが対象。

② 産業雇用安定助成金（令和4年8月1日改正）

在籍型出向により従業員を送り出す場合または当該従業員を受け入れる場合に支給される助成金

(1) 出向開始日が計画届の提出日から起算して3か月以内の者

(2) 出向終了日が、(1)に該当する者のうち、出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して12か月以内の者が対象。

③ トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアル・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)

職業紹介の日において離職しており、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行的に雇い入れた場合に支給される助成金。(一部割愛) → 雇入れの日から1か月単位で最長3か月間を対象。

④ キャリアアップ助成金(正社員化コース) → 事前の計画届が必要

就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図る為、派遣先事業主が紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組んだ場合に支給される助成金。正社員転換後の6か月の雇用継続が必要。

⑤ 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース) →令和3年8月1日から令和4年9月30日まで

小学生以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が対象。

⑥ 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)新型コロナウイルス感染症対応特例

介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）について、所定労働日を前提として20日以上取得できる制度を設けることと、対象労働者が介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）を合計5日以上取得することが対象となる助成金。(一部割愛)

⑦ 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を付与する場合に支給される助成金。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上労働者に取得させることが必要

⑧ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（令和4年1月1日から令和4年9月30日まで）

中小(大)企業の事業主の労働者が、休業中に休業手当を受けることができなかった場合に支給される支援金・給付金。

説明は以上です。省略してのご説明ですが、是非ご確認ください



お問い合わせは当法人まで！